

# 2. 地域での防災対策

## 共助の心得

災害では、高齢者をはじめ、乳幼児、傷病者、障害者などの要配慮者が被害を受ける場合が多くなっており、このため、自主防災組織を中心に、普段から近所にいるお年寄りや小さな子どもたち、障害のある方などのことも考えながら、災害が発生した場合にはみんなで協力して、救出・救護ができるように準備しておきましょう。

### 目の不自由な人

目が不自由な人を誘導するときは、声をかけながら、肘のあたり（杖を持っている場合は持っていない方の肘）に軽く触れるか腕をかして、半歩くらい前をゆっくり歩きましょう。



### 耳の不自由な人

耳が不自由な人と話すときは、近くに寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かしましょう。また、筆談も有効です。



### 肢体の不自由な人

それぞれの人に適した誘導方法で臨機応変に対応しましょう。例えば車いすの方の場合は、階段では必ず3人で協力し、背中を下に向けての移動は避け、恐怖感を与えないようにしましょう。



### 高齢者

背負ったり、肘や肩につかまってもらって誘導しましょう。危険箇所は指差し確認などして、注意を促しましょう。



### 妊婦・乳幼児

妊婦や乳幼児を抱える母親などには、困っていることがないかすすんで声をかけましょう。



### 外国人・旅行者

外国人など言葉の通じない人には身振り手振りで誘導しましょう。また、自分が旅行しているときは非常口の確認をしましょう。



## 地域ぐるみの助け合い

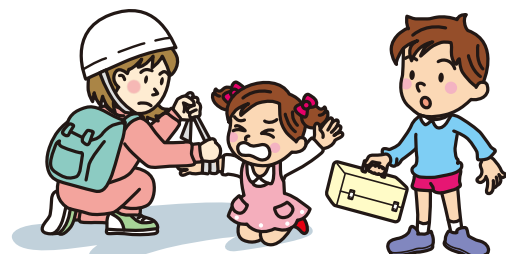
### 消火活動

地震発生直後は、火災の発生、拡大を防ぐチャンスです。この機会を逃さず、近隣の人と協力し合い、迅速に消火にあたりましょう。



### 救出・救護活動

建物の倒壊や、落下により下敷きになった人がいたら、みんなで声をかけあい、協力し合って救出活動にあたりましょう。軽いけがなどの処置は、お互いに協力し合って応急救護をしましょう。



# 2. 地域での防災対策

## 地域ぐるみで防災を!

### 自主防災組織とは

大規模な災害時には、建物の倒壊、道路の寸断や交通渋滞、通信手段の混乱などから、市役所や防災関係機関だけの力では十分な防災活動ができないことが考えられます。そんなとき頼りになるのは、住民自身が自発的につくる防災のための組織(自主防災組織)です。

ふだんから区・自治会の集まりなどを利用して、防災についてよく話し合い、わがまちを災害から守るための自主防災組織をつくっておきましょう。

その活動を通じて、住民同士の連帯感と防災意識を高めておくことが、災害に強いまちづくりになります。



市では、この様な自主防災組織育成のため、助成を行っています。

- 1) 自主防災組織が整備する防災資器材の購入費用に対して補助金を交付  
(2/3、1団体1回限り50万円限度)
- 2) 自主防災組織が行う防災訓練等の費用に対して補助金を交付  
(1/2、1団体1年1回限り5万円限度)

### 活動内容と役割分担

#### [自主防災組織の主な活動内容]

	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災知識の普及及び意識の高揚</li> <li>● 避難場所・避難路、地域の危険箇所等の把握</li> <li>● 地域ごとの防災マップの作成</li> <li>● 地域内の要配慮者、避難行動要支援者の把握</li> <li>● 行政や地域内の事業所等との連携体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報収集、伝達及び広報</li> <li>● 安否確認</li> </ul>
消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出火防止の徹底</li> <li>● 資器材の整備・保守管理</li> <li>● 初期消火の訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出火防止</li> <li>● 初期消火</li> </ul>
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資器材の整備・保守管理</li> <li>● 救出及び救護訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救出救護</li> <li>● 救助物資の配分</li> </ul>
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難誘導</li> <li>● 障害者や高齢者等の要配慮者、避難行動要支援者の避難支援</li> </ul>
給食・給水	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資器材の整備・保守管理</li> <li>● 炊き出し訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給食・給水</li> </ul>
指定避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難所運営委員会の設置</li> <li>● 指定避難所運営のルールづくり</li> <li>● 指定避難所運営訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定避難所の運営</li> </ul>

### 避難行動要支援者へ協力しましょう

避難行動要支援者とは体の不自由な方やお年寄りなどのうち、災害発生時に自ら避難することがむずかしい方です。特に支援(手助け)を必要とするため、地域での避難支援に協力をお願いします。

また、日ごろから挨拶などのコミュニケーションをとり、顔見知りの関係になることが大切です。

詳しくは下記を参照ください。

- 四街道市「避難行動要支援者避難支援体制整備事業」

<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/kurashi/bohan/bosai/hinanshien/index.html>

